

国から給付金が給付されます

申請方法などについては、詳細が決まり次第、市ホームページなどで皆さんへお知らせします。

当該給付金にかかる事務を行うため、4月16日、福祉課内に生活支援臨時給付金担当を新設しました。

子育て世帯へ
臨時特別給付金が支給されます

国では、子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、令和2年4月分の児童手当の受給者(令和2年3月まで中学生だった児童を含む)に対し、児童1人当たり1万円の臨時特別給付金が支給されます。準備が整い次第、できるだけ速やかな給付を目指します。

ただし、児童手当に関する所得制限以上の収入があり、月5,000円の特別給付を受けている世帯は対象外です。
▶問い合わせ 子ども未来課給付担当(内線292)

中小企業などへ
持続化給付金が給付されます

緊急事態宣言による外出抑制の長期化に伴って、本市においても観光や外食、イベント関連業は大きな影響を受けています。国は売上が前年同期比で5割以上減った中堅・中小企業やフリーランスを含む個人事業主に現金を給付する制度を創設されました。申請はインターネット上で受け付ける予定です。

▶問い合わせ 中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183 ※午前9時～午後5時

市職員の分散勤務を
実施しています

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、次のとおり、市職員の分散勤務を実施します。

▶実施期間 5月9日(土)まで※祝日などを除く
▶内容 「勤務日」が月～金曜日、週休日が土・日曜日]の勤務体制を、「日～土曜日のうち週5日勤務」とする勤務体制に変更します。

▶注意
・これまでどおり日曜開庁は実施します。
・分散勤務により、職員は、土曜日の終日および日曜日の午後に出勤しますが、窓口業務、各種申請の受け付けおよび相談業務は原則、行っていませんので、ご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

3つの密(密閉・密集・密着)を
避けましょう

医療機関への通院、食料品、医療品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急を控えてください。

特に、遊興施設など、いわゆる「3つの密(密閉・密集・密着)」がそろそろ場への外出や集まりへの参加を避けるようお願いします。



電話による総合相談窓口を
設置しています

新型コロナウイルスに関する問い合わせに一元的に対応するため、庁舎内に電話による相談窓口を設置しました。

- ▶設置期間 4月9日(休)から当面の間
※土・日曜日、祝日などを除く
- ▶受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ▶相談内容 市民および市内事業所からの新型コロナウイルスに関する問い合わせ
- ▶問い合わせ 総合相談窓口 ☎556-1115(直通)
混雑時 ☎556-1111(市役所代表)
※小・中学校に関する問い合わせは 学校教育課 ☎556-8316

休業要請の対象施設

5月6日(水)までを期限として、緊急事態措置が実施されているところ。県からは、次の施設を管理する事業者または当該施設を使用するイベント主催者の皆さんに対し、施設の使用停止もしくはイベントの開催停止の協力が要請されています。

施設の種類	内 訳
学校など	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園など
大学など	大学、専修学校、各種学校など
劇場など	劇場、映画館、演芸場、集会場、展示場など
宿泊施設など	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)
運動施設など	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設など
遊技場など	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 など
展示施設など	博物館、美術館、図書館
遊興施設など	バー、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックスなど

※下線は延べ床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

石井市長の
メッセージ

緊急事態宣言を受けて

4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国から緊急事態宣言が発令されました。

市民の皆様には、不要不急の外出を控えていただくとともに、手洗いや咳エチケットの励行、3つの密(密閉・密集・密接)や夜間の外出等を避けるなど、感染拡大防止に向けた行動を心掛けてくださいますようお願いいたします。

今後とも市民の皆様生命と健康を守るため、全力を挙げて対策に取り組んでまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

行田市長 石井直彦

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

新型コロナウイルスの感染が心配な場合は、病院に直接来院せず、次の相談センターへ連絡し、その指示に従ってください。

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

▶受付時間 24時間受付(土・日曜日、祝日を含む)

▶電話番号 0570-783-770

加須保健所(帰国者・接触者相談窓口)

▶受付時間 午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

▶電話番号 0480-61-1216



窓口での感染防止対策を強化します

窓口の混雑緩和策として、証明書などの郵送、飛沫防止パーテーションを設置、待合席の間隔を広げる、といった対応や、こまめな消毒などにより感染防止を図っています。また、新年度になり4月、5月は多くの方が来庁し、特に、月・金・日曜日については大変混雑が予想されます。これまでも郵便での手続きの案内をしましたが、急な事情でなければ、平日、火・水・木曜日の来庁にご協力をお願いします。



飛沫防止パーテーションを設置

● 主な郵送可能手続き ※詳しくは市ホームページをご覧ください

住民票	戸籍謄・抄本	市民課市民担当(内線242)
	除籍謄・抄本	
	戸籍の附票	
	住民票の写し	
税金	所得課税(非課税)証明書・納税証明書等	税務課市民税担当(内線231・232)
	軽自動車税・法人市民税の諸証明書	
	固定資産課税台帳の写し	税務課固定資産税担当(内線233・234)
	住宅用家屋証明書	
福祉・衛生	紙おむつ給付事業申請書	高齢者福祉課高齢福祉担当(内線225)
	要介護認定・要支援認定申請	高齢者福祉課介護認定担当(内線269)
	要介護認定者に係る障害者控除認定申請	
	介護保険負担限度額認定申請書	高齢者福祉課介護保険担当(内線277)
障害者手帳等の申請の郵送	福祉課障害福祉担当(内線265)	
保険	国民健康保険の加入・脱退の届出	保険年金課国保担当(内線271)
	限度額適用認定証の申請	保険年金課国保担当(内線273)
子育て	児童手当の申請	子ども未来課給付担当(内線292)
	子ども医療費受給資格証再交付申請	保険年金課医療担当(内線226)
	ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請	保険年金課医療担当(内線226・227)

国から緊急事態宣言が発令されました
みんなで乗り切ろう新型コロナウイルス感染症